

山 口 県 の 最 低 賃 金

◇◇◇ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も ◇◇◇

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1 時 間		
山口県最低賃金	669円	21.10.4	

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 発生の日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの		
	1 時 間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務	
特定 （産業別） 最低賃金	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	795円	21.12.15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち の非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	729円		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具業	771円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め又は部分品の検査の業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	710円			○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店、デパートメントストア及び総合スーパーであって従業員が常時50人以上のものをいいます。
- 注2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。

○ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当	○ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
○ 時間外、休日労働に対する割増賃金	○ 臨時に支払われる賃金

詳しくは、山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署におたずねください。

- | | | | |
|------------|------------------|------------|------------------|
| ●下関労働基準監督署 | TEL 083-266-5476 | ●岩国労働基準監督署 | TEL 0827-24-1133 |
| ●宇部労働基準監督署 | TEL 0836-31-4500 | ●山口労働基準監督署 | TEL 083-922-1238 |
| ●徳山労働基準監督署 | TEL 0834-21-1788 | ●萩労働基準監督署 | TEL 0838-22-0750 |
| ●下松労働基準監督署 | TEL 0833-41-1780 | | |

山口労働局ホームページ <http://www.yamaguchi.plb.go.jp>
 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>